

新庁舎整備基本計画（案）の パブリックコメントを実施します

町では、役場新庁舎整備基本計画検討委員会からの検討結果の報告を受け、新庁舎整備に向け、「新庁舎整備基本計画」の策定を進めています。策定にあたり、広く皆さんからご意見を募集します。

◆意見の提出方法

閲覧場所にある提出用紙または町ホームページから提出用紙をダウンロードし、次のいずれかの方法で提出してください。

- 直接提出
管財課（役場本庁舎2階）
- 郵送
〒400-0592
天中中條1-134
管財課施設整備担当宛て

◆募集対象者

- 町内に在住・在勤・在学の方
- 町内に事業所または事務所を有する個人・法人・団体
- 本町に対し、納税義務を有する方

◆募集期間

10月26日（木）～11月24日（金）

◆閲覧方法

○町ホームページ
町政情報→役場からのお知らせ→富士川町新庁舎整備→富士川町新庁舎整備基本計画について

○管財課（役場本庁舎2階）

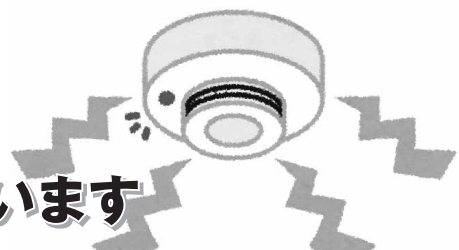
○Eメール
kanzai@town.fujikawa.lg.jp

◆注意事項

- 電話や口頭による意見の提出はできません。
- 提出用紙に氏名、住所（勤務先または事業所名）、連絡先の明記がないご意見につきましては意見として取り扱いません。

●お問い合わせ

管財課 施設整備担当
☎22-72006



あなたの家にも

住宅用火災警報器

の設置が義務付けられています

住宅火災による死者は、建物火災による死者の約9割を占めており、死者の発生状況の経過では、逃げ遅れによるものが最も多くなっています。こうした死者数を減らすため、消防法によりすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。あなたの大切な命を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

また、警報器の本体は、10年を目安に交換が必要です。すでに設置されている家庭では、火災以外の異常を知らせるアラームが鳴った場合には、点検を行い、故障や電池切れの場合は、直ちに交換してください。

- ▶日頃から機器の点検をしましょう
- ▶本体の紐を引くものや、ボタンを押すことで点検できる物など機種によって方法は異なりますが、取扱説明書をよく読んで正しく点検を実施してください。
- ▶ほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなります。家庭用中性洗剤に浸した布などを十分に絞って、軽く汚れを拭き取ってください。（取り扱い説明書に従ってください）



●お問い合わせ 防災課 防災担当 ☎22-7218

峡南広域行政組合消防本部 ☎055-272-1919（代表）

農地を農地以外に 利用するときは、 許可が必要です

農地（田や畑）を住宅や駐車場、山林など農地以外の用途にすることを農地の転用といい、一時的に資材置場などにする場合も農地の転用になります。地目が田・畑以外でも、現在耕作されていて農地として扱われます。

農地を転用する場合は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。無許可で農地を転用した場合、農地法違反となり工事の中止や現状回復命令がなされる場合があります。罰せられることもあります。

農地の所有者自らが転用する場合は農地法第4条の許可、農地の所有者以外が農地を買って（または借りて）転用する場合は農地法第5条の許可が必要になります。

農地の転用につきましては、事前に必ず農業委員会までご相談ください。

●お問い合わせ

農業委員会事務局（産業振興課内）
☎22-72002